

開 会 午後0時59分

●うるしはら直子委員長 ただいまから、財政市民委員会を開会いたします。

報告事項であります。ふじわら委員からは、欠席する旨、届出がありました。

それでは、議事に入ります。

最初に、陳情第41号 戦後80年に、非核平和都市宣言の市として「札幌空襲被災地の碑」を建立することを求める陳情を議題といたします。

陳情第41号は、本日が初審査ですので、提出者から趣旨説明を受けるため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時

再 開 午後1時18分

●うるしはら直子委員長 委員会を再開いたします。

それでは、質疑を行います。

●松原淳二委員 私からは、今ほどあった陳情に関して、札幌市の取組など、考え方について何点かお伺いしたいと思います。

今年は、戦後80年の節目の年となります。陳情にもあるとおり、年々、戦争を体験した市民が少なくなり、次世代に記憶として継承することが難しくなっていると私自身も感じております。

札幌空襲については、恥ずかしい話、私自身も、聞いたことはありますが、詳細まではあまり知らなかったというのが現状です。釧路空襲や根室空襲と同じく、北海道空襲の一つというふうに認識をしているところであります。

陳情者からも少しお話がありましたが、まず、北海道空襲及び札幌空襲についてはどのようなものであったのか、お伺いいたします。

●田口地域振興部長 北海道空襲及び札幌空襲についてでございます。

北海道空襲は、昭和20年7月14日と15日に北海

道内で発生いたしました空襲でございます。文献によりますと、札幌を含む68市町村が被害を受け、1,500人以上の方がお亡くなりになりまして、700人以上の方が負傷したと記載されております。

特に、函館、室蘭、釧路、根室などが大きな被害に遇ったところでございます。

また、札幌空襲は、北海道空襲のうち、7月15日に札幌市で発生した空襲でございます。丘珠、手稲、白石、苗穂などが攻撃されました。文献によりますと、死者、負傷者はそれぞれ1名ずつで、丘珠で農家を営んでいた方が銃撃を受けて亡くなり、その子どもも負傷したと記載されております。

●松原淳二委員 先ほど、陳情者も述べておりましたし、今、答弁にもありました室蘭ですけれども、私は出身が室蘭でもありますので、小学生のとき、私たちの郷土という授業の中で、室蘭の艦砲射撃について習ったことを鮮明に記憶しているところであります。

その際に、北海道空襲というフレーズにも触れられていたことは記憶しております。やはり、港湾都市の被害が大きかったためか、札幌にも空襲があったことがあまり知られていないという印象が私もあります。幼少時代に札幌にいなかったといったこともその要因の一つかと思っております。

本市では、教科書や副読本において、札幌空襲についての直接的な記載はないと聞いております。しっかりと授業などで教えている学校は決して多くないのだと思っております。一部、丘珠エリアではこういった授業を行うという話は聞いたことがあります。札幌市全体としては、やはり決して多くはないのだと思っております。

先ほどの答弁でもありましたが、札幌空襲の被害者数が各地の被害者数に比べて少なかったことも要因の一つかと考えられます。

ただ、被害者数で重要度が決まるわけではなく、地元で起きたこの痛ましい出来事を次世代に

継承していくことは重要なことだと考えます。

そこで、質問ですが、札幌空襲について本市ではどのように周知をしているのか、お伺いいたします。

●**田口地域振興部長** 札幌空襲の周知についてでございます。

札幌空襲につきましては、札幌市平和バーチャル資料館というホームページの中で紹介しており、具体的には、被害に遭った場所を地図や写真で視覚的に紹介しているほか、実際に使用された銃弾の写真を掲載しているところでございます。

また、「父が亡くなった丘珠の空襲」という題名の証言映像もあり、視聴者の家族による体験談を通じて実際の空襲の様子を知ることができるようにしているところでございます。

●**松原淳二委員** 本市では、札幌市平和バーチャル資料館で、札幌空襲の周知を行っているということですか。

私も見させていただいたことがありまして、先ほど陳情者が述べたように、やはり、札幌市のホームページは、奥、奥、奥と行かなければ、なかなか見られないといった現状はあろうかと思えます。内容の中身の充実といったこともこれからしっかりやっていただきたいと思えます。

また、全国各地で戦争に関する碑が建立されてきたといったことを踏まえると、陳情にあるとおり、慰霊の碑を建立することも一つの周知の方法だと考えます。被災地の碑は、被災を後世に伝えるために設置された石碑などが一般的に言われております。災害の記録や教訓を伝えるのが目的であり、慰霊の意味を持つこととされております。

しかしながら、報道などでは、この碑自体の老朽化に加え、遺族会などの高齢化に伴い維持管理が困難になる課題が生じていると聞いております。建立及び管理を誰が行うのかといったことは難しい課題だと考えます。

そこで、質問ですが、札幌空襲被災地の碑の建立について本市ではどのように考えているのか、伺

います。

●**田口地域振興部長** 碑の建立に関する札幌市の考え方についてでございます。

札幌市にも空襲があったことを広く市民に知ってもらうことは、過去の出来事を忘れず、平和の大切さを再認識するために重要であるというふうに認識しております。

一方で、碑は、地域の皆様が自らの意思で守り伝えていくことが望ましいと考えており、その思いを次の世代に継承していくためには、地域の機運向上が重要ではないかと考えているところでございます。

札幌市といたしましては、引き続き、札幌市平和バーチャル資料館の認知度向上に努めるとともに、若年層へのさらなる周知も進めることで、札幌空襲を広く伝えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

●**松原淳二委員** 私も、前職の先輩に当たる南樺太真岡郵便局の電話交換手が集団自決をした悲しい事案であったり、引揚者を乗せた海底ケーブルの敷設船を含む三つの船が殉難をするという事案などを語り継ぐ取組といったことをしてきた経験もあります。やはり、戦争体験者が少なくなる中で、次世代にしっかり引き継ぐことが重要と考えます。

本市の平和バーチャル資料館も、次世代に引き継ぐ取組の一つとして評価をしていますし、さらなる充実を期待しているところであります。また、若年層へのさらなる周知といったこともあります。授業でなかなか時間が取れないことも多いと聞いておりますので、まずは、この札幌市平和バーチャル資料館の周知を行いながら、せっかくなことを書いてありますので、活用できるような環境整備といったことをしていただきたいと思えます。

また、他の地域でもあるように、被災地の碑といったものについては、札幌市の認識では、遺族や地域の機運で建立するといった機運醸成が重要

だという認識ではありましたが、維持管理に苦慮している現状を踏まえると、維持管理も含めて建立自体も行政で行うといったことも検討すべきことのひとつだと思います。

語り継ぐ人が少なくなる中、いかに次世代に語り継ぐのか、陳情者が求めている被災地の碑の検討といったことや、本市の平和バーチャル資料館の充実、そして、若年層への周知を引き続き取り組むことの検討を求めて、私からの質問を終わらせていただきたいと思います。

●吉岡弘子委員 私からも、戦後80年に非核平和都市として、札幌空襲被災地の碑を建立することを求める陳情について質問をさせていただきます。

今の質疑でもありました、また、陳情者の趣旨説明でもありましたけれども、終戦の1か月前の1945年7月14日、15日の2日間にわたって、室蘭や函館をはじめ、70を超える市町村で北海道空襲があつて、1,900人以上の犠牲者を生み出したと言われています。

札幌でも、今もお話がありましたけれども、白石、手稲、苗穂、丘珠などで空襲を受けています。しかし、戦後80年になる今、体験をされた方も少なくなり、空襲が札幌であつたこと自体を知らない市民は少なくありません。

札幌市平和バーチャル資料館では、写真の展示や、戦争体験をした方のお話も、いながらにして、いつでも見ることができますし、説明された林恒子さんのユーチューブも見せていただきました。

札幌市平和バーチャル資料館は、平和の取組としてはとても有意義なものだと思います。しかし、陳情者がお話されたように、碑があることで、実際に目で見て、そして、このまちで空襲があつた、この場所で戦争があつたのだと感ずることは、自分と戦争や平和の問題を身近に感ずることができ、誰よりも子どもたちが平和や戦争を考えるきっかけになってほしい、その思いがよく分

かりました。

そこで、質問ですが、平和都市宣言をしている札幌市として、戦後80年の節目の年に札幌空襲の記念碑を建てることを求める陳情が出されたことは、とても意義あるものだと思いますが、札幌市のお考えを伺います。

●田口地域振興部長 今回の陳情に関する札幌市の考え方についてでございます。

戦後80年という節目の年を機に、改めて札幌空襲という出来事を広く市民に知っていただくことは、平和の大切さを再認識するために意義があるものと認識しております。

また、碑の建立に当たりましては、空襲の悲惨さを地域の皆様が広く語り伝えていくことによりまして、碑に込められた思いを次世代に継承していくことが重要ではないかというふうに考えているところでございます。

●吉岡弘子委員 平和に対する思いというのは、札幌市も共通のものだと思います。

引き続いてお伺いいたしますけれども、市有施設などの一部に小さな碑を建てるための検討は始められるのではないかと思います、そのことについてお考えを伺います。

●田口地域振興部長 市有施設などに碑を建立するための検討についてでございます。

総務省の調査によりますと、碑の建立について、地元遺族会などが行ったものが8割、行政が行ったものが2割となっており、その2割の中には公園や体育館などの施設の敷地内に建立しているという事例もございます。

一方で、行政が碑を建立する場合でも、その経緯としては、地域に住む住民の方々が悲惨な出来事を次世代に伝えたいという思いから始まったものが多いところでございます。

札幌市といたしましては、札幌空襲という歴史的事実を多くの市民に知っていただくことが重要であると考えており、まずは、しっかりと周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

●吉岡弘子委員 2015年8月14日付の北海道新聞の連載の「追憶の夏」の記事によりますと、陳情者の林さんは、戦後20年を経て、初めて札幌空襲で犠牲者がいたことを知り、衝撃を受け、自ら地図を手に丘珠周辺を歩いて証言を集めたと書かれています。

その約30年後の1997年に林さんが編集者に加わった新札幌市史では、空襲による坂東喜三郎さんの死が札幌市史に初めて記されたといえます。

このたびの陳情の理由欄には、生活科や社会科の学習指導要領では、地域を歩く活動が位置づけられておりますが、地域を歩いても、ここも戦場だったのだと実感できる碑はありません。子どもたちが、公園に、道端に、札幌空襲の碑を発見し、それをきっかけに戦争について学習して、平和の尊さを実感する学びができればいいことだと思いますと述べられています。この陳情には、長く教育の現場に身を置いてこられ、自ら空襲被害の証言を集め、札幌市史の編集にも関わった、携わった陳情者だからこそ、その思いが込められているのではないのでしょうか。

ぜひ前向きな検討を始めていただきたいと申し上げまして、質問を終わります。

●米倉みな子委員 私からも質問をさせていただきます。

今年は、戦後80年を迎えます。戦争を実際に体験した方は年々少なくなり、戦争の記憶の継承の難しさが、全国的に、そして、札幌市でも課題となっています。

このような中、札幌市では、札幌市平和バーチャル資料館にて、各区の戦跡を写真つきで掲載するなど、市民に伝える活動をしていることは評価するところです。

しかし、札幌空襲を記憶する会の林恒子代表は、そのような活動だけでは、広く市民に、私たちのまちにも空襲があったと知ってもらうことは困難とおっしゃっていて、私も同様に考えます。

例えば、北区では、歴史と文化の八十八選とい

う歴史的建造物や、文化遺産として選定された88の開拓碑や建物等がありますが、篠路の醤油工場があった場所に設置されていた木製の標柱は、今は撤去され、その歴史に触れることはできなくなりました。石碑のような頑丈につくられた建造物は残りますが、建造物が残っていない場所で、ここで空襲があったということを広く伝えることは、林さんがおっしゃるように、難しいことと考えます。

しかし、戦争を二度と繰り返してはいけないと市民の誰もが思うためには、バーチャル上で戦跡を伝えたり、戦争の体験談を読んでもらうことに加えて、空襲がここであったという事実をその場で伝えることも必要と考えます。

私は昨年、沖縄を視察し、ひめゆりの塔などを訪れ、地上戦の恐ろしさを体感することができました。札幌で空襲があった場所に、そのことを伝える碑もしくは説明板などがあれば、札幌市平和バーチャル資料館で学んだ子どもたちや市民がフィールドワークやまち歩きなどで実際に訪れた際に学びがつながり、より深く実感することができるのではないのでしょうか。

市民に広く戦争の歴史を伝えるため、碑や説明板の設置はとても有効と考えます。

それらを設置する際には、基礎をしっかりとしたものにするため、土木工事を行い、風雨で倒れないようにする必要があり、簡単な工事ではないことを事前にお聞きしています。野外で雨ざらしになるため、経年劣化は避けられず、そのメンテナンスも必要です。

このような理由から、決してハードルが低いものではないことを認識しております。しかし、札幌市における戦跡を次世代にも見えるように市民に伝えることは、市の歴史を継承していく上でも大変重要なことと考えます。

そこで、質問ですが、戦争の歴史を伝え、平和をつなぐ取組の一つとして、空襲があった場所などの戦跡には、市民が体感し、学ぶことができる

ような説明が書かれた碑や説明板などの設置を検討すべきと考えますがいかがか、伺います。

●田口地域振興部長 碑や説明板の設置に関する検討についてでございます。

私たちのまちにも空襲があったということを広く市民に知ってもらうことは、平和の大切さを再認識するために非常に重要であるというふうに認識しております。

一方で、碑の建立や説明板を設置するに当たりましては、委員がご指摘のとおり、長く使えるための基礎工事やメンテナンスが必要となるほかに、空襲の悲惨さを後世に伝えていきたいという地域の多くの方々の思いが重要になってくると考えます。

札幌市といたしましては、引き続き、戦争に関する資料や戦争体験の証言を掲載している札幌市バーチャル資料館を活用いたしまして、まずは、札幌にも空襲があったということを若い世代などへしっかり伝えてまいりたいというふうに考えております。

●米倉みな子委員 今後は、戦後90年、100年となっていく、戦争の記憶はますます遠のいていきます。

決して忘れてはいけない記憶であると考えますので、市民に広く伝え、継承していく取組により一層力を入れることを要望します。

陳情第41号は、本日採択すべきと申し上げて、私の質問を終わります。

●うるしはら直子委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、質疑を終了いたします。

ここで、陳情第41号の取扱いについてお諮りいたします。

取扱いは、いかがいたしますか。

(「継続」「採択」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 継続と採択とに意見

が分かれておりますので、改めてお諮りいたします。

陳情第41号を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

●うるしはら直子委員長 賛成多数であります。

よって、陳情第41号は、継続審査とすることと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1 時 35 分

再 開 午後 1 時 36 分

●うるしはら直子委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第35号 札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例案を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●柏原税政部長 私から、議案第35号 札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例案についてご説明をさせていただきます。

これは、札幌市中央市税事務所が、札幌市中央区北2条東4丁目から札幌市中央区南3条西11丁目に移転することに伴う改正などを行うものでございます。

●うるしはら直子委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第35号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 異議なしと認め、議案第35号は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 札幌市犯罪被害者等支援条例案を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●前田市民文化局長 このたび上程をいたしました議案第36号 札幌市犯罪被害者等支援条例案についてご説明を申し上げます。

本条例案につきましては、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会から提出されました答申内容を踏まえ、条例の素案を作成し、その後、令和6年10月30日の財政市民委員会において条例の素案のご審議をいただいた後、パブリックコメントを経て条例案として提出をさせていただいたものでございます。

条例案の概要につきましては、地域振興部長の田口からご説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●田口地域振興部長 私から、札幌市犯罪被害者等支援条例案につきましてご説明いたします。

この条例案は、近年犯罪の被害に遭われたご本人やそのご家族について個々の事情に一層配慮した支援が求められていることを踏まえ、個人としての尊厳の保持や権利の保護を図るとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、新たな条例を制定しようとするものでございます。

その主な内容といたしましては、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民等及び事業者の責務を明確化するほか、計画の策定等の具体的な施策を規定することとしております。

本条例の制定により、様々な困難に直面してい

る犯罪の被害に遭われた方々に対し、社会全体で持続的かつ継続的な支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、この条例案の検討に当たりましては、昨年11月15日から12月16日にかけてパブリックコメントを行い、合計38件のご意見をいただいたところでございます。

パブリックコメントを踏まえ、条例素案から修正は行っておりませんが、いただいたご意見はいずれも貴重なご意見でありましたことから、今後の犯罪被害者等支援施策の検討実施に当たっての参考としてまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員長 それでは、質疑を行います。

●村松叶啓委員 私からは、札幌市犯罪被害者等支援条例案に関し、先日公表されましたパブリックコメントの内容や今後の札幌市における犯罪被害者等支援施策について質問をさせていただきます。

我が会派では、本議会において上程されている犯罪被害者等の支援に係る条例、いわゆる特化条例について、これまでも複数回、代表質問において取り上げるなど、早急に制定をするよう再三訴えてきたところであります。

犯罪の被害に遭われた方やそのご家族及びご遺族が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとして、札幌市が必要な施策を講じていくために、犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定することは、犯罪被害者等支援施策の推進に必須であると考えます。

この間、具体的な条例内容の検討に当たっては、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会での議論を経て、令和6年第3回定例市議会の財政市民委員会で条例素案について報告がなされ、そして、パブリックコメントの実施と進み、先日、その結果が公表されたところであります。

また、警察庁が公表している経済的支援の見舞金実績件数のデータ等を見ても、札幌市は適切に支援が行われていることが分かり、本制度が他都市と比較しても一定程度機能していると評価できるのではないかと考えます。しかしながら、先進都市の支援金制度のメニューを見ますと、他自治体では整備をされておりますが、札幌市には制度として存在していない支援メニューもございます。

私といたしましては、過去の特別委員会でも例として示させていただきましたが、子どもの就学に係る支援といったものはメニューとして追加すべきではないかと考えております。ぜひ、支援制度のメニューの拡充を進めていただきたいと思います。

そこで、質問ですが、このたびの条例制定を機に、支援金制度の拡充を行っていくべきと考えますが、市の考えを伺います。

●**田口地域振興部長** 犯罪被害者等支援金制度の拡充についてでございます。

犯罪被害者等支援金制度における支援金、助成金について、札幌市は他自治体と比較いたしまして、支給額、項目ともに一定の水準にあるものと認識しております。

しかしながら、パブリックコメントにおける意見なども踏まえ、引き続き支援の充実について検討していく必要があると考えているところでございます。

就学中の子が通学困難になった場合の教育関係費用につきましては、令和7年度から新たに助成することとしたいと考えているところでございます。

●**村松叶啓委員** ただいま、支援金制度のうち、助成金のメニューについて令和7年度からの拡充ということで前向きなお答えをいただきましたので、ぜひよろしく願いいたします。

支援金、助成金が支給になるということは、そこに犯罪があり、被害者やそのご家族が苦しんで

いる状況が存在しているということであるため、制度の性質上、利用を希望する数は少ないことが望ましいですが、不幸にも犯罪被害に遭い、困難な状況に直面し、支援を必要としている方が、必要な支援を利用したいときに適切に利用できる制度を整備しておくことが何よりも重要であると考えます。

今後も、不断の改善、見直しを図っていくことを求めて、質問を終わります。

●**吉岡弘子委員** 私からも、札幌市犯罪被害者等支援条例案について質問させていただきます。

犯罪被害者や家族、遺族の皆さんは、心身や精神に多大な影響を受け、孤立していることも多く、癒えることのない苦しみを背負いながら生活をしています。

2004年、犯罪等の被害に遭われた方やその家族、遺族の権利や利益を保護することを目的に制定された犯罪被害者等基本法で、犯罪被害者支援を地方公共団体の責務と定めたことを受けて、本市では、2009年に札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例が制定されました。また、2020年からは、犯罪被害者に特化した札幌市犯罪被害者等支援制度がつくられています。

ただいまの議案は、犯罪被害者等の支援条例を制定するものです。条例がつけられることは、大変意義のあることだと思います。

昨年11月15日から12月16日の1か月間、パブリックコメントが実施され、5人と1団体から38件の意見が寄せられました。

パブリックコメントを読ませていただきました。

当事者の方からと思われる意見など、大変貴重な意見が寄せられていると感じます。

1点目は、条例案における犯罪被害者等の対象についてお聞きします。

パブリックコメントの用語の定義に関するものの中では、札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱には、刑法第7章、犯罪の

不成立及び刑の減免の第39条に規定されている心身喪失者の行為について、支援金及び助成金の対象となる犯罪行為に含むものと明記していることから、条例にも同様に、犯罪等や犯罪被害者等の用語の定義に心身喪失者の行為も犯罪であると明記すべきであるとの意見がありました。

条例素案から今回出されている条例案は修正されていないということですから、この意見は反映されなかったものであると思います。

そこで、質問しますが、刑法第39条に係る心身喪失者の行為による被害について、条例にも明記すべきと考えますがいかがか、伺います。

●**田口地域振興部長** 条例における犯罪被害者等の対象についてでございます。

札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱における支援金及び助成金の対象は、犯罪行為によって亡くなった方のご遺族、重傷病を負った方、性犯罪を受けた方としております。

さらに、本要綱では、刑法第7章、犯罪の不成立及び刑の減免に規定する心身喪失者、責任年齢に満たないもの、緊急避難を行った者の行為による被害は支援対象に含み、正当行為や正当防衛による被害は支援対象に含まないものとするなど、支援金及び助成金の対象を限定しているところでございます。

一方、本条例における犯罪被害者等の対象は、刑法第7章に規定する行為によるものであるか否かにかかわらず、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被ったもの全てを対象としていることから、条例案に心身喪失者等による行為について特段明記をしていないものでございます。

●**吉岡弘子委員** 今回の条例案には、犯罪被害者等の対象に、心身喪失者の行為等も含まれるということは分かりました。

ただ、被害者のご家族や遺族の方々にとって、文言として書かれることによって、今後の安心に

つながるのではないかというふうに感じるようです。

次に、経済的負担の軽減の施策の拡充についてお聞きします。

パブリックコメントでは、先ほどの用語の定義のほかに、基本理念、相談及び情報の提供等など、9項目に沿って分類されていますが、最も意見が多いのが、経済的負担の軽減です。支援金、助成金の申請期限を延ばしてほしい、子どもが犯罪被害を受けた場合、フリースクールや校区外へ通学するための交通費やその他費用の一部を助成してほしい、真相究明に要した費用助成を1年当たり10万円と区切っているが、案件によって弁護士契約の形態が様々であることから、適宜、期間と費用上限について相談の上で柔軟に対応してほしい、真相究明に要した費用助成の拡充について、条例制定を機にさらなる拡充を求める意見や建て替え支援制度の創設を求める意見など、具体的な意見が様々寄せられています。

先ほどの質疑でも、一部、制度の拡充を図るということでしたが、現在、犯罪被害者等に対する支援金制度により支援金や助成金を支給しておりますが、パブリックコメントの意見にもあったように、さらに拡充が必要ではないかと思えます。

そこで、質問ですが、条例制定を機に、犯罪被害者等支援制度の内容、期限や費用上限、対象などをさらに充実させる必要があると考えますがいかがか、伺います。

●**田口地域振興部長** 経済的負担の軽減の施策の拡充についてでございます。

犯罪被害者等支援金制度における支援金、助成金につきまして、札幌市は令和2年度の本制度創設時から、北海道警察とも連携協力しながら、適切な支給に努めてきたところでございます。

本支援金制度の内容につきましては、他自治体と比較しても一定の支援項目を整備しているものと認識しておりますが、パブリックコメントにおける意見では、さらなる拡充を要望する声があっ

たところでございます。

今後も、社会情勢や犯罪情勢を踏まえ、他自治体における制度も参考にしながら、引き続き札幌市として、支援制度の内容につきまして調査研究してまいりたいと考えております。

●吉岡弘子委員 犯罪被害者のご家族、そして、ご遺族の皆さんの尊厳が守られ、寄り添った条例となることを求めて、質問を終わります。

●うるしはら直子委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第36号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 異議なしと認め、議案第36号は、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第54号 令和6年度札幌市一般会計補正予算(第6号)中関係分及び議案第58号 令和6年度札幌市公債会計補正予算(第4号)の2件を一括議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●生野財政部長 初めに、議案第54号 令和6年度札幌市一般会計補正予算(第6号)につきましてご説明させていただきます。

今回の補正予算は、物価高騰対策としまして、定額減税に係る調整給付の不足分の支給や学校給食等における食材費高騰分の公費負担、水道料金の減額などに必要な経費を追加するとともに、事業者への支援として、バス路線の維持やタクシー

事業者への支援のほか、食料品等の物価高騰の影響を受けている保育所等を対象として、事業の継続を支援するために必要な経費を追加するものでございます。

加えまして、国の補正予算に関連する経費といたしまして、学校施設の改築等に係る経費や不足が見込まれる扶助費等、年度内に新たな予算措置が必要となった経費等を追加いたします。

さらに、国の予算措置の関係や事業進捗の遅れなどにより年度内執行が困難と予想されます事業について繰越明許費の設定を行うとともに、早期の契約が必要な事業や限度額の変更が必要な事業等について、債務負担行為の設定及び変更を行うものでございます。

このうち、本委員会に付託されます財政局関係分といたしまして、まず、歳入でございますが、決算見込みや普通交付税等の決定額などを踏まえた一般財源の補正と、歳出予算のうち、諸支出金の補正に伴う国庫支出金の補正として、1款 市税について50億円、14款 地方交付税について8億1,496万9,000円、18款 国庫支出金について17億3,798万9,000円、23款 繰越金について752万6,000円を追加し、また、22款 繰入金について、46億7,334万2,000円、25款 市債について25億200万円の減額を行うものでございます。

次に、歳出でございますが、9款 公債費について、地方交付税の増額分のうち35億6,260万4,000円を臨時財政対策債の償還財源として減債基金に積み立てるものであります。

また、10款 諸支出金のうち、水道事業会計の繰出金として31億5,100万円を追加するとともに、同額の繰越明許費の設定を行うものでございます。

続きまして、議案第58号 令和6年度札幌市公債会計補正予算(第4号)についてご説明させていただきます。

この公債会計の補正予算は、一般会計、下水道事業会計の補正に伴う市債等の整理を行うもので

あります。

●**田口地域振興部長** 私から、議案第54号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第6号）のうち、市民文化局関係分についてご説明いたします。

初めに、歳出予算の補正についてです。

2款 総務費、2項 市民生活費のうち、区役所費については、令和7年2月25日に供用開始した中央区複合庁舎の工事費について、契約後に生じた物価等の上昇に対応するため、令和6年度分の契約変更に必要な経費を追加するものです。

次に、繰越明許費の補正についてでございます。

2款 総務費、2項 市民生活費のうち、区役所費及び文化芸術振興費については、中央区役所仮庁舎及び中央区民センターの不用重機の廃棄物処理に時間を要することや、芸術の森旧有島武郎邸の修繕について、年度内の実施が困難となったこと等により、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

●**うるしはら直子委員長** それでは、質疑を行います。

●**竹内孝代委員** 私からは、先日の代表質問に続きまして、物価高騰の対応に係る補正予算について質問をさせていただきます。

昨年12月17日に成立をしました国の補正予算において、低所得世帯への給付、また、エネルギー価格への支援、地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うための重点支援地方交付金の追加措置が盛り込まれました。

札幌市は、この交付金を活用して、昨年年第4回定例会で、住民税非課税世帯への給付金事業として120億円が予算計上され、先日の我が会派の代表質問におきまして、2月中に給付を開始する予定との答弁もあったところでございます。また、本定例会におきまして、市民や事業者を支援する物価高騰対策事業として153億円が予算計上され、こちらも重点支援地方交付金を活用してい

ると聞いております。長引く物価高騰に対応するため、国と連携した対策の取組に期待をしているところでございます。

そこで、質問ですが、153億円の物価高騰対策事業の財源について伺います。

●**生野財政部長** 物価高騰対応に係る補正予算の財源についてお答えをいたします。

物価高騰対策事業の153億円の財源のうち、139億円は国の物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金を活用いたしまして、残りの14億円は、増額決定されました地方交付税の一部を一般財源で措置するものでございます。

ただいま申し上げました交付金139億円のうち、97億円は、給付金・定額減税一体支援枠といたしまして、令和6年度に実施をしました定額減税に係る調整給付の支給額が不足する方などへの給付金に活用いたします。

残りの42億円は、重点支援地方交付金といたしまして、学校給食の保護者負担を据え置くための公費負担や、家事用の水道基本料金2か月分の減額などに活用するものでございます。

●**竹内孝代委員** 物価高騰対応に関する予算の財源というのは分かりました。

今、国の補正予算を受けまして、全国の自治体で物価高騰対応に係る予算計上が進んでおります。北海道も、物価高騰対応等に係る補正予算をこの1月に決定をしたと伺っております。必要なところにしっかりと支援が届きますように、北海道の事業内容もしっかり考慮した上で、本市の事業内容を検討していく必要があると考えております。

そこで、質問ですが、物価高騰対応に係る今回の補正予算の事業はどのような考え方で行うということにしたのか、伺います。

●**生野財政部長** 物価高騰対応に係る補正予算の考え方についてお答えをいたします。

まず、国の対応といたしましては、低所得者世帯への支援といたしまして、住民税非課税世帯へ

の給付金や、エネルギー価格支援として、ガソリンや電気、ガス料金の負担軽減などを実施することとしております。

また、北海道は、市民生活への支援といたしまして、子育て世帯への商品券の配付のほか、事業者への支援といたしまして、医療機関や社会福祉施設、交通事業者などへ光熱費や食料品価格上昇に対する支援などを実施することとしております。

これらを踏まえまして、札幌市におきましては、国や道の支援が行き届かない部分について支援することといたしまして、市民に対しましては、学校給食に係る保護者負担の軽減や水道基本料金の減額を実施しまして、事業者に対しましては、保育所等の事業継続への支援や公共交通の確保のためのバスやタクシー事業者への支援を実施したいと考えているところでございます。

●竹内孝代委員 国や道の支援が行き届かない部分について、しっかり札幌市で支援をしていくということでありました。長引く物価高騰、また、エネルギー価格の高騰というものは、市民生活、また、事業活動に大きな影響を与えております。

この物価高騰への対応については、我が会派は、令和4年に市長への緊急要望を行って以来、議会質疑を含め、都度、本市の取組を後押ししてまいりました。それと同時に、今後も引き続き、市民、事業者の切実な声を国に届け、政府による対策の推進を要望してまいり決意でございます。

札幌市におかれましても、国や道としっかりと連携しながら、物価高騰、エネルギー価格高騰への対応策を着実に、また、スピーディーに実施ができるような予算の確保にご尽力いただくことを求めまして、質問を終わります。

●うるしはら直子委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、質疑を終

了いたします。

次に、討論を行います。

●吉岡弘子委員 私は、日本共産党所属議員を代表し、ただいま議題となっております議案第54号 令和6年度札幌市一般会計補正予算(第6号)中関係分については反対、残余の議案については賛成の立場で、討論を行います。

議案第54号に反対する理由は、マイナンバーカードセンター運営費1億7,900万円が債務負担行為として含まれているからです。

マイナンバーカードによる個人情報、集積されるほど攻撃されやすく、情報漏えいを100%防ぐ完全なシステム構築は不可能であり、一度漏れた情報は拡散、売買され、取り返しがつかず、プライバシー権侵害の危険性を一層高めるものです。

よって、マイナンバーカードの普及促進を図るセンター運営を次年度も継続する議案第54号には反対です。

以上で、私の討論を終わります。

●うるしはら直子委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

この場合、分割して採決を行います。

最初に、議案第54号中関係分を問題といたします。

議案第54号中関係分を可決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

●うるしはら直子委員長 賛成多数であります。

よって、議案第54号中関係分は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号を問題といたします。

議案第58号を可決すべきものと決定することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 異議なしと認め、議案第58号は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時14分